

衆議院法務委員会ニュース

平成 30.6.15 第 196 回国会第 21 号

6 月 15 日（金）、第 21 回の委員会が開かれました。

1 ①民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）

②法務局における遺言書の保管等に関する法律案（内閣提出第 59 号）

- ・上川法務大臣、葉梨法務副大臣、山下法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・①に対し、山尾志桜里君（立憲）が討論を行いました。
- ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、国民、公明、無会、共産、維新、重徳和彦君（無） 反対一立憲 欠席一井出庸生君（無））
- ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新、重徳和彦君（無） 欠席一井出庸生君（無））
- ・両案に対し田所嘉徳君外 6 名（自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新、重徳和彦君（無） 欠席一井出庸生君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

門博文君（自民）

- ・相続による権利・義務の承継にはどのような法的根拠があるのか、また、人の死亡後に相続による権利・義務の承継が発生しない事例はあるのか、法務省に伺いたい。
- ・預貯金債権のうち一定額について、家庭裁判所の判断を経ずに、単独で遺産分割前の払戻しを認める方策は相続人にとって簡便なものであるのか、また、同方策に基づく預貯金債権の払戻しが円滑に実施されるようにするための金融機関との調整等の準備をどの程度行っているのか、法務省に伺いたい。
- ・相続は多くの人にとって人生に一度は経験するものであるが何度も経験するものではなく、そのため、相続について、身近な場所で、専門家に気軽に相談することができるようにする等の必要があると考えるが、今後の相続に関する制度の在り方、改善点について、法務大臣の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・遺言書保管官は遺言書保管所で保管されている遺言書の閲覧又は当該遺言書に係る遺言書情報証明書の交付の請求をした相続人以外の相続人に対して、当該遺言書の保管の事実を通知しなければならないこととなっているが、これらの請求をした相続人以外の相続人の住所をどのようにして把握するのか、法務省に伺いたい。
- ・遺言書の保管の申請の際の状況から、遺言者が遺言能力を欠くと思われる場合には、遺言書保管官はその申請を受理しない

いのか、法務省に伺いたい。

- ・自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度を創設すると、法務局の業務が増加すると考えられるが、同制度の創設に伴う法務局の人員体制について、法務大臣の見解を伺いたい。

松平浩一君（立憲）

- ・自筆証書遺言について、判例により実質的には空文化している厳格な変更方法を定めている民法第 968 条第 2 項の規定は改正されるべきであったと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・公正証書遺言についても、法務局における自筆証書遺言の保管制度と同様に、作成した公証人役場以外でも謄本の交付を請求できるようにする必要があると考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・特別の寄与の制度における特別寄与料の請求権者の範囲は、現代の多様な家族形態を踏まえると親族に限定する必要はないと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

逢坂誠二君（立憲）

- ・この一年余り、公文書がないがしるに扱われている状況について、また今後の公文書管理の在り方について、公文書管理担当大臣であった法務大臣の見解を伺いたい。
- ・特別の寄与の制度における特別寄与料の請求権者を親族に限定した趣旨は、親族に限定しないことで婚姻関係の在り方に関わる問題が生じることを避けるためではなく、あくまで相

続に係る紛争の長期化及び複雑化を防ぐことにあるのか、法務省に伺いたい。

- ・特別の寄与の制度について、相続に係る紛争の長期化及び複雑化を防止するために特別寄与料の請求権者に親族要件を課したのであるなら、相続に係る紛争の長期化及び複雑化を防ぐ方策を講じて、請求権者の範囲の拡大を検討すべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

源馬謙太郎君（国民）

- ・殺人事件のような犯罪に直接つながるインターネット上の闇サイトに対して、ホットラインに通報してもらって削除依頼をするなどの踏み込んだ対応をすべきと考えるが、当該サイトが関わるような事件の撲滅に向けた、法務大臣の所感を伺いたい。
- ・遺産相続に際し、事実婚である者や同性パートナー等がそれぞれ権利を確保するためには、自筆証書遺言の活用が重要と考えるが、どのように自筆証書遺言の制度の仕組みを周知していく予定か、法務省に伺いたい。
- ・自筆証書遺言の作成だけでなく、保管についての手続等が不便だとその活用が進まないため、遺言書保管所の所在場所が重要になると考えるが、遺言保管所は何か所設置するのか、また、今後の利用状況を見ながら増やしていくことも考えているのか、法務省に伺いたい。

階猛君（国民）

- ・袴田事件の再審開始決定に対する即時抗告申立事件について、東京高等裁判所の再審請求を棄却しながら死刑及び拘置の執行停止は維持するという判断が条文上の根拠なく行われるのは、再審請求に関する刑事訴訟法の規定に不備があるということであり、憲法第31条の適正手続の保障の観点から、直ちに法改正を検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法務局における遺言書の保管等に関する法律案の施行期日は公布日から2年以内とされているが、同法律案の施行前に、遺言保管所に自筆証書遺言を保管した遺言者の死亡届が提出された場合に遺言書の存在が相続人等に通知されるシステムを構築すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・仮に上記システムの稼働が同法律案の施行に間に合わなかった場合でも、相続人等が遺言書の存在を知らずに遺産分割を行うことを避けるため、法務局に遺産分割による不動産の相続登記の申請がされた際、法務局がその被相続人の遺言書の保管状況を調べ、相続人等に知らせる運用を行うべきと考えるが、法務大臣政務官の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・法制審議会民法（相続関係）部会で取りまとめられた中間試

案における特別の寄与の制度に関する甲案と乙案は、どのような案でどこが異なるのか、法務省に伺いたい。

- ・特別寄与料の請求権者の範囲を限定する今回の民法の一部改正の考え方と中間試案における甲案、乙案の考え方の関係について、法務省の見解を伺いたい。
- ・民法の一部改正では、特別寄与料の請求権者を親族に限っているが、7親等以上の血族、事実婚にある者や同性パートナー等の社会の変化に応じた将来的な請求権者の範囲の拡大の可能性について、法務大臣の所見を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・我が国の判例では賭博資金の貸付けは公序良俗違反で無効となり、また、公営競技の現場での資金の貸付けは賭博行為を助長するため許されていないにもかかわらず、米国の大手カジノ業者が要求しているからといってカジノ事業者によるカジノ資金の貸付けを合法化するのは許されないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・相続という半ば公的な手続において、西欧諸国では、公証人や遺産裁判所などが処理を担うのに対して、我が国にはこうした制度的準備がないとの指摘もあるが、このような相続に対する公的な支援の不足をどのように解消していくのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本日の質疑において、家族の多様な在り方については国民の議論を注視して今後検討するとの法務大臣の答弁があったが、どのようなことなのか法務大臣に伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・仮想通貨取引及び外国為替証拠金取引（FX）に係る債権に関して、今後、預貯金債権と同様、遺産分割の対象とすることになるのか、考え方の方向性について、法務省の見解を伺いたい。
- ・配偶者が居住を一時中断した後再度居住する場合に、一時中断の時点で配偶者居住権は消滅しないということによいか、法務省の見解を伺いたい。
- ・看取りによって人生の最後を迎えることに関して、現行の法律の整備は十分か、法務大臣の所見を伺いたい。